

【 R 3.2～上齋原小専用様式】 学校施設・設備使用願

使用目的			
使用日時	自	年 月 日	午前・後 時 分
	至	年 月 日	午前・後 時 分
使用時間	半日（4時間以内）・1日（4時間～8時間）・夜間（午後6時～午後9時）		
使用施設・設備	学校名	区 分	使用料
	鏡野町立	運動場・体育館（全面・半面）・講堂・その他（ 室）	円
小・中学校	冷暖房（有・無）	円
		使用料合計	円

使用人員	人	使用料の減免	有・無
使用者	団 体	名 称	
		所 在 地	
	代 表 者	氏 名	連絡先
		住 所	

使用の条件

(ア)鏡野町立学校管理規則第50条第2項に規定する次の使用条件を遵守すること。
 (1) 使用者の責めに帰すべき事由により学校の施設及び設備を損傷し、又は亡失したときは使用者は、それによって生じた損害を賠償すること。
 (2) 使用者は、使用後は施設及び設備を原状に回復して返還すること。
 (イ)学校長又は教育委員会の指示に従い、定められた使用料を納入すること。
 (ウ)使用者は、学校敷地内で喫煙、飲酒等の不適切な行為を行ってはならない。
 (エ)使用願の内容以外に使用することなく、使用日及び使用時間を厳守しなければならない。
 (オ)使用者は、施設及び設備の使用権を他人に譲渡してはならない。
 (カ)学校長又は教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。また、学校長又は教育委員会は、取り消しによって使用者に生じた損害があってもその責めを負わない。
 ・上記の使用許可の条件に違反したとき。
 ・使用願及び団体構成員名簿の内容に虚偽が認められるとき。
 (その他) ・消灯、止水、施錠など確実に行うと共に、学校敷地内で火気を使用しないこと。また、利用後は使用した施設、設備、器具及び便所の清掃を必ず丁寧にすること
 ・使用許可後の鍵の貸し借りは、上齋原公民館の営業日（火、水、金、土曜日。祝日などは休館）の営業時間中（8：30～17：15）に電話（44-2222）で事前に調整のうえ行うこと

区分	使用時間及び使用料（円）		
	半日4時間以内	1日4時間～8時間	夜間午後6時～9時
運動場	3,200	5,300	
体育館（含講堂）	4,200	6,300	4,200
冷暖房	1,100	2,100	1,100
その他の室	1,100	2,100	1,100

※使用団体、使用内容により冷暖房費以外の使用料は減免されます。
 ※体育館使用の場合のみ半面しか使用しないときは既定の使用料を5割減額します。
 上記の条件を承諾し使用したいので使用許可をお願いします。
 年 月 日
 鏡野町教育委員会 様
 使用責任者氏名 (署名又は記名押印)

(学校教育課課長の意見)	年 月 日
鏡野町教育委員会学校教育課 課長	(署名又は記名押印)

(記載上の注意)

- 1 使用責任者は未成年者以外で、町内在住又は在勤者であること。
- 2 使用責任者は、施設・設備使用に関するすべての責任を負うので留意すること。
- 3 使用願にあたり、団体構成員名簿及び教育委員会が求める書類を提出すること。
- 4 届出は使用予定日の10日前までに行うこと

